

## 林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 森林整備の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 森林再生のための主伐及び植栽経費並びに効率的な事業実施に向けた森林資源情報システム構築に対する財政措置を講じること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、平成 28 年度以降も継続して実施するとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業については、恒久的な制度とするなど安定的な財政措置を講じること。

### 2. 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、私有林の整備については、森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

### 3. 森林の保全や災害防止に当たっては、津波防護整備及び山地防災力強化など、治山事業推進のために必要な財政措置を講じること。

### 4. 病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

### 5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政措置を充実するとともに、木材価格の低迷に対応した支援制度を推進すること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政措置を充実すること。

### 6. 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。